

- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】 1
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】 3
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）（抄） 5
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】 6
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄） 7
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄） 10
- 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】 14
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）（抄） 16
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄） 18
- 令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）（抄） 108

附 則

（年金である給付の額の改定の特例）

第二十八条の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第十九条の第二項から第三項まで並びに附則第二十条の第二項第二号及び第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十条の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の三（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の四（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 一名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物
価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年
度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附 則

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合に

は、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）

附 則

（用語の定義）

第二条 この条から附則第百二十五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第百二十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。
- 六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。
- 八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。
- 九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。
- 十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下附則第百二十五条までにおいて「国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

附 則

（法による年金である給付の額の改定の特例）

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十条第一項若しくは第五項又は前条第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十条第一項又は第五項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の三（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の四（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）

附 則

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第百六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（特例退職年金）

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者（この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第百五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。）であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定（附則第七条の規定を除く。）の例による。

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共

済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧済会を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。
- 3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

(特例遺族年金)

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。
- 3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額

二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により在職十二年の者として旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定(同条の規定を除く。)により旧退

職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

4 附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額の算定について準用する。

（年金額の改定）

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたならば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。）に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

附 則

（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）

第六十条 改正前地共済法の退職共済年金及び障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧地方公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前地共済法による退職共済年金（改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前地共済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十

二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一项の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	三十分の二十九
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	三十分の二十八
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	三十分の二十七
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十分の二十六
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	三十分の二十五
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	三十分の二十四
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	三十分の二十三
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	三十分の二十二
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	三十分の二十一
令和十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた

ものを除く。次項において同じ。)とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。)に係る改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

(改正前地共済法による給付等)

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の特例)

第七十二条 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第七十四条において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額)から当該算定した額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

- 第十三条の二 第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条、第二十二條の二及び第二十七條の二において「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員（第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。）に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、第二十二條の二及び第二十七條の二において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九条第一項、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法第八十条の二第四項、新法第二百二条第一項、新法附則第二十条の二第二項（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の六第一項、第三項及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」と

あるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）（抄）

附 則

（令和二年度における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和二年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和元年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和元年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第百五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における

報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。)に四・八一八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第百四号)第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額(同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成三十年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「旧法」という。)」第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額(旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「改正前の共済法」という。)」第六十一条第二項に規定する標準報酬年額(改正前の共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章」とあるのは「改正前の共済法第十一章」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前地共済法 第二条第三項	子又は孫は、 あつてまだ配偶者 がない者又は組合 員若しくは組合員 であつた者の死亡 の当時から引き続 き第八十四条第二 項に規定する障害 等級	夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は あるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
改正前地共済法 第四十四条第二 項	ある者 組合員期間	あり、かつ、まだ配偶者がいない者 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

<p>改正前地共済法 第四十七条第一 項</p>	<p>あるときは、前二 条の規定に準じて 、これを</p>	<p>あるときは、 配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十條第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一條ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四條第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。） 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十條第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一條ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四條第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。） 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十條第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一條ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四條第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。） 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>

改正前地共済法第七十四条第一項	退職共済年金 障害共済年金	旧職域加算退職給付 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
改正前地共済法第七十六条第一項	遺族共済年金 退職共済年金 障害共済年金	旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付 旧職域加算障害給付
改正前地共済法第七十六条第二項	退職共済年金のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算退職給付
	障害共済年金のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額より算定した額の	旧職域加算障害給付

<p>項 第七十九条第一</p>	<p>改正前地共済法 第七十九条の前の見出し</p>	
<p>金額の合算額</p>	<p>退職共済年金 次の各号に掲げる</p>	<p>うち政令で定める金額）に相当する金額 遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。）に相当する金額</p>
<p>第二号に掲げる金額</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>

								第一号に掲げる金額	
								月数	
改正前地共済法第七十九条第一項第二号	改正前地共済法第七十九条第二項	改正前地共済法第八十条の第二項第一号及び第三項	改正前地共済法第八十条の第二項	改正前地共済法第八十条の第二項	改正前地共済法第八十条の第二項	改正前地共済法第八十条の第二項	改正前地共済法第八十条の第二項	退職共済年金	退職共済年金
								がその権利を取得した日の翌日の属する月	
								退職共済年金	
								若しくは遺族共済年金	
								退職を給付事由とする年金である給付	
								退職共済年金	
								旧職域加算退職給付	
								旧職域加算退職給付	
								旧職域加算退職給付の額	
								旧職域加算退職給付の額	
								第七十九条第一項第二号	
								及び前条	
								これら	
								退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間	
								旧地共済施行日前期間	
								同号	
								月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数	

	第七十九条第一項の 及び次条第二項の 規定の例により算 定したその支給の 停止を行わないも のとされた金額又 は第八十二条第一 項の規定の例によ り支給を停止する ものとされた金額 を勘案して	同号の を勘案して
改正前地共済法 第八十三条（見 出しを含む。）	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法 第八十七条の前 の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第八十七条第一 項	障害共済年金 次の各号に掲げる 金額の合算額	旧職域加算障害給付 第二号に掲げる金額
改正前地共済法 第八十七条第一 項第二号	月数（	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（
改正前地共済法 第八十七条第二 項	障害共済年金の 障害共済年金（	旧職域加算障害給付の 旧職域加算障害給付（
公務等による障害	公務等による旧職域加算障害給付	公務等による旧職域加算障害給付

改正前地共済法	障害共済年金の 障害共済年金の	次各号に掲げる 金額の合算額	共済年金	改正前地共済法 第八十七条第二 項第二号	月数が	第二号に掲げる金額
				公務等による障害 共済年金	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数が	
改正前地共済法 第八十七条第四 項	百円	五十円	五十銭	とす。)	とす。)	公務等による旧職域加算障害給付
旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付の	旧職域加算障害給付の	旧職域加算障害給付の	とす。)	とす。)	とす。)

第八十七条第五項 改正前地共済法 第八十九条の見出し	とする 障害共済年金	とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする 旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第八十九条第一項	障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退した 請求	旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める 請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。） 障害の程度
改正前地共済法 第八十九条第二項及び第三項並びに第九十条第一項	減退し、又は増進した後における障害の程度 障害共済年金の額 障害共済年金	旧職域加算障害給付の額 旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第九十条第二項	公務等による障害共済年金 公務等によらない障害共済年金 障害共済年金のうち	公務等による旧職域加算障害給付 公務等によらない旧職域加算障害給付 旧職域加算障害給付のうち
	障害共済年金をい	旧職域加算障害給付をいう

びに同条第一項 各号列記以外の 部分及び同項第 一号		
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号イ	(1)及び(2)に掲げる 金額の合算額	(2)に掲げる金額
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号イ (2)	月数（ (1)及び(2)に掲げる 金額の合算額	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（ (2)に掲げる金額
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ (2)(i)	が二十年 月数	、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ (2)(ii)	が二十年 月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数 、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年 月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号	退職共済年金その 他の退職又は老齢 を給付事由とする 年金である給付で	旧職域加算退職給付

	<p>あつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十九条の四の二において「退職共済年金等」という。）のいずれか</p>	<p>遺族共済年金 旧職域加算遺族給付</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号イ</p>	<p>(1) 国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号イ</p>	<p>金額から政令で定める額を控除した金額</p>	<p>金額</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号ロ</p>	<p>(2) 相当する額に当該政令で定める額を加算した額</p>	<p>相当する額 旧職域加算退職給付に相当する額</p>

改正前地共済法 第九十九条の二 第四項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	月数（	月数	遺族共済年金の		が二十年	第一項第一号イ(2)	前二項	共済年金	公務等による遺族共済年金	遺族共済年金（	算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額	相当する額に政令で定める額を加算した額
		）	」	の							）		
改正前地共済法 第九十九条の二 第四項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	合算した月数（	合算した月数	旧職域加算遺族給付の			同項第一号イ(2)	第一項		公務等による旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付（		
金額又は第二項第一号イに掲げる第	金額	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付				、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年							

<p>一項第一号口の規定の例により算定した金額</p>	<p>五十円</p>	<p>百円</p>	<p>とする。) から厚生年金相当額(公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。)を控除して得た金額</p>	<p>改正前地共済法第九十九条の二第六項</p>	<p>改正前地共済法第九十九条の二第六項</p>	<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項</p>
<p>五十銭</p>	<p>一円</p>	<p>第一項、第三項及び第四項</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>退職共済年金等のいずれか</p>
<p>五十銭</p>	<p>一円</p>	<p>ときは、同項第二号イ</p>	<p>ときは、同項第二号イ</p>	<p>ときは、同項第二号イ</p>	<p>ときは、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第</p>	<p>とき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第</p>

改正前地共済法 第九十九条の八		改正前地共済法 第九十九条の七 の見出し及び同 条第一項	改正前地共済法 第九十九条の四 の二第三項	
遺族共済年金	<p>額を超える</p> <p>から政令で定める 額を控除して得た 額に相当する金額 を限度</p>	遺族共済年金	遺族共済年金	<p>前二項</p> <p>遺族共済年金</p>
旧職域加算遺族給付	<p>を限度</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p> <p>二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。</p> <p>三 子又は孫が、二十歳に達したとき。</p>	旧職域加算遺族給付	<p>第一項</p> <p>旧職域加算遺族給付</p>

の見出し	改正前地共済法第九十九条の八	改正前地共済法第九十九条の九	改正前地共済法第五十条第一項本文
公務等による遺族共済年金	公務等による遺族共済年金	遺族共済年金	第七十七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者
公務等による旧職域加算遺族給付	公務等による旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）が改定される者
同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者		

<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項第二号</p>	<p>第二号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額（掛 金の標準となつた 給料の額を有しな い月にあつては、</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項第一号</p>	<p>第一号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額に一 から離婚特例割合 （按分割合を基礎 として総務省令で 定めるところによ り算定した率をい う。以下同じ。） を控除して得た率 を乗じて</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項</p>	<p>あつた できる</p>	<p>あつたものとみなされる の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつたものとみなす</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項</p>	<p>組合員期間 を請求することが できる</p>	<p>旧地共済施行日前期間 の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつたものとみなす</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項</p>	<p>が適用される者 次の各号のいずれ かに該当するとき は</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに</p>

	<p>零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて</p>	
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 二項</p>	<p>あつた 組合員期間</p>	<p>あつたものとみなされる 旧地共済施行日前期間</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 二項第一号</p>	<p>第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に一から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第一号に定める額(第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 二項第二号</p>	<p>第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第二号に定める額(第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)</p>

見出し	改正前地共済法 第七條の八第 一項	退職共済年金 あつた	旧職域加算退職給付
改正前地共済法 第七條の八第 一項	改正前地共済法 第七條の八第 一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第七條の十第 一項	改正前地共済法 第七條の十第 一項	第五條第一項の 規定による離婚特 例の適用の請求	改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求
改正前地共済法 第七條の十第 一項ただし書	改正前地共済法 第七條の十第 一項ただし書	特定離婚特例の適 用	特定期間に係る旧地共済施行日前期間の特定離婚特例の適用
改正前地共済法 第七條の十第 二項	改正前地共済法 第七條の十第 二項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
改正前地共済法 第八條第二項	改正前地共済法 第八條第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法 第八條第三項	改正前地共済法 第八條第三項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第十一條第一 項	改正前地共済法 第十一條第一 項	組合員期間 退職共済年金又は 障害共済年金の額 のうち第七十六條 第二項の規定によ	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

改正前地共済法 第百十一条第二 項	遺族共済年金の受 給権者 遺族共済年金の額 のうち第七十六條 第二項の規定によ り支給の停止を行 わないこととされ る部分に相当する 額	旧職域加算遺族給付の受給権者
改正前地共済法 第百十一条第三 項	組合員期間 退職共済年金又は 障害共済年金の額 のうち第七十六條 第二項の規定によ り支給の停止を行 わないこととされ る部分に相当する 額	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
改正前地共済法 第百四十條第一 項	政令で定めるもの に使用される 「公庫等職員」とい う	地方公務員等共済組合法施行令第三十九條第一項に規定するもの (他の法令の規定により地方公務員等共済組合法第百四十條第一項に規定する公庫等とみなされた法人を含む。)に使用される 「公庫等職員」という。(他の法令の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされた者を含む。以下この条において同じ)

改正前地共済法	改正前地共済法 附則第十八条の 二第四項	前項	改正前地共済法 附則第十八条の 二第二項	改正前地共済法 附則第十八条の 二の見出し	改正前地共済法 附則第十八条の 二十六第一項	改正前地共済法 第四百四十四条の 百円	改正前地共済法 第四百四十四条の 五十円	改正前地共済法 第四百四十四条の 遺族共済年金	改正前地共済法 第四百四十四条の 遺族共済年金	改正前地共済法 第四百四十四条第 二項の表第四百 十条第一項の項	改正前地共済法 第四百四十二條第 二項の表第四百 十條第一項の項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三條第七項に規定するもの
退職共済年金	これら	退職共済年金	又は附則第九条の 二の二第一項	前項	退職共済年金	百円	五十円	遺族共済年金	退職共済年金	十條第一項の項	第四百四十二條第 二項の表第四百 十條第一項の項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三條第七項に規定するもの
旧職域加算退職給付	同項	旧職域加算退職給付	若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	旧職域加算退職給付	一円	五十銭	旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付	二の二第一項	第四百四十二條第 二項の表第四百 十條第一項の項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三條第七項に規定するもの
改正前地共済法	改正前地共済法 附則第十八条の 二第四項	前項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	旧職域加算退職給付	一円	五十銭	旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付	二の二第一項	第四百四十二條第 二項の表第四百 十條第一項の項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三條第七項に規定するもの

<p>附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し</p>		
<p>改正前地共済法附則第二十四條の二第二項</p>	<p>前項</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項</p>
<p>改正前地共済法附則第二十四條の二第四項</p>	<p>又は附則第九條の二の二第一項</p>	<p>若しくは附則第九條の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第一項</p>
<p>改正前地共済法附則第二十六條の見出し</p>	<p>前項</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項</p>
<p>改正前地共済法附則第二十六條第五項</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法附則第二十六條第五項</p>	<p>第一項から前項まで</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項</p>
<p>改正前地共済法附則第二十六條第九項前段</p>	<p>退職共済年金 附則第二十条の二第二項</p>	<p>旧職域加算退職給付 附則第二十条の二第二項第三号</p>
<p>改正前地共済法附則第二十六條第九項前段</p>	<p>、附則第二十五條の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五</p>	<p>の規定</p>

出し		平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項に規定する警察職員に係る旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十八条の四第二項	前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金	
改正前地共済法附則第二十八条の七第一項、第二項及び第六項第二号	退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項に規定する警察職員に係る旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第一項	第四十四条の二から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで
改正前地共済法	第四十四条の二（	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十

改正前地共済施	地方公務員等共済	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十
	これらの規定	同号
改正前地共済法の十二の五	附則第二十条の三 第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定	
改正前地共済法附則第二十八条の十二の四	退職共済年金	旧職域加算退職給付の規定
改正前地共済法附則第二十八条の十二の五	組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間	組合員期間
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項	第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項	第四十四条の四（第四十四条の五）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	第四十四条の三（第四十四条の五）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）
附則第二十八条の十二の二第二項	第四十四条の三から第四十四条の五まで	三条の五まで

行法第二条第一項第一号	組合法をいう	三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする
改正前地共済施行法第七条第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。第八十三条第三項において同じ。）
改正前地共済施行法第八条第四項	前三項 遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項
改正前地共済施行法第九条第三項	前二項 退職共済年金又は遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前二項
改正前地共済施行法第十条第四項	前三項 退職共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済施行法第十条第五項	者で第二項	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項
改正前地共済施行法第四十八条の見出し	退職共済年金	旧職域加算遺族給付

<p>年地共済改正法 附則第二条第三 号</p>	<p>る改正後</p>	<p>元化法第一百一条の規定による改正前</p>
<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十四条の 見出し</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十四条第 一項</p>	<p>前条第二項の規定 の適用を受ける者 (組合員期間等が 二十五年未満であ るとしたならば同 項の規定の適用を 受けることとなる 者を含む。)</p>	<p>施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの</p>
<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十四条第 二項</p>	<p>その 前条第二項の規定 の適用を受ける者 (組合員期間等が 二十五年未満であ るとしたならば同 項の規定の適用を 受けることとなる 者を含む。)</p>	<p>これらの 施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの</p>
<p>退職共済年金の額 を</p>	<p>旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち退職を給付事由とするものをいう。附則第十八条及び附則第十九条において同じ。)の額を</p>	

<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十八条の 見出し</p>	<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十五条第 三項</p>	<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十五条第 二項</p>	<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十五条第 一項</p>	<p>改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十五条の 見出し</p>	
<p>退職共済年金等</p>	<p>・三〇八」と、 るのは「千分の七 五・四八一」とあ るの</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>規定中「千分の五 ・四八一」とある のは同表の第二欄 に掲げる割合に、</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>その者は新共済法 その者に係る遺族 共済年金 その者は同号ロ (2) (i)</p>
<p>旧職域加算退職給付等</p>	<p>附則第二十条の二第二項中</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>規定中</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>これらの者は新共済法 これらの者に係る旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの をいう。以下同じ。） これらの者は同号ロ(2)(i)</p>

改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第三十五条 第二項及び第三 項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
---	-------	------------

(改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十一條 平成二十四年一元化法附則第六十條第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三條の二から第四十三條の五
 まで、第四十六條、第五十四條第二項、第五十九條第二項、第六十條第二項、第六十一條第一項、第六十五條の二から第六十八條まで、第九十二
 條第一項及び第二項、第一百條の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七條の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定
 を平成二十四年一元化法附則第六十條第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條の二 第一項	保険給付	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下「改正前地共済法による職域加算額」という。) 前年度の標準報酬(当該年度)
第四十三條の二 第二項第一号	当該年度 標準報酬(以下「前年度の標準報酬」という。) 「と いう。」	前年度の標準報酬(当該年度) なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十條第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。) 第五條、第六條第一項又は第七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下同じ。 第四十四條第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額(以下「掛金の標準となつた給料の額」という。) と同條第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当

			第四十三條の二 標準報酬（以下「 標準報酬（以下「 前々年度等の標準 報酬 報酬」 の額等」という。） ）」（以下「前年度の掛金の標準となつた給料 の額等」という。）
	第四十三條の二 標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
	第四十三條の二 標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
第四十三條の三 第一項	受給権者	改正前地共済法による職域加算額の受給権者	改正前地共済法による職域加算額の受給権者
第四十三條の三 第二項	前年度の標準報酬 及び前々年度等の 標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	前年度の掛金の標準となつた給料の額等 及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三條の四 第二項第一号	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三條の四 第二項第二号	前々年度等の標準 報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三條の四 第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
第四十三條の五 第二項第一号	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三條の五 第二項第二号	前々年度等の標準 報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
第四十三條の五 第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
第四十六條第一 項	老齢厚生年金の受 給権者	なお効力を有する改正前地共済法第七十八條第一項又は附則第十八條の二第三項、第十九條、第二十四條の二第三項若しくは第二十六條第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者	なお効力を有する改正前地共済法第七十八條第一項又は附則第十八條の二第三項、第十九條、第二十四條の二第三項若しくは第二十六條第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者

<p>被保険者 日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二</p>	<p>被保険者</p>
<p>地方公務員共済組合の組合員 ときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員</p>

で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額とを十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞

与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。及び老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を

<p>第四十六條第五項</p>	<p>控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下の項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齡厚生年金の額以上であるときは、老齡厚生年金の全部（同條第四項に規定する加算額を除く。）</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第五十四條第二項</p>	<p>老齡厚生年金の全部又は一部</p>	<p>改正前地共済法第七十五條第二項</p>
<p>第五十四條第二項ただし書</p>	<p>障害厚生年金は</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四條第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下「旧職域加算障害給付」という。）は</p>
<p>第五十九條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第二條第一項第三号及び第三項</p>
	<p>被保険者</p>	
	<p>障害厚生年金</p>	<p>該当しない間又は当該組合員である間</p>
	<p>該当しない間</p>	<p>該当しない間又は当該組合員である間</p>
	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>該当しない間又は当該組合員である間</p>
	<p>当該組合員</p>	<p>該当しない間又は当該組合員である間</p>

<p>項</p>	<p>に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施</p>	<p>この条において同じ。）は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため、相互に、掛金の標準となつた給料の額等に関する事項、受給権者に対する改正前地共済法による職域加算額の支給状況</p>
<p>第百条の二第三項及び第四項</p>	<p>実施機関 年金たる保険給付に関する処分に關し</p>	<p>組合 改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため</p>
<p>附則第十七条の四の前の見出し</p>	<p>平均標準報酬月額</p>	<p>平均給与月額</p>
<p>附則第十七条の四第六項本文</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給与月額</p>
<p>となる標準報酬月額</p>	<p>となる標準報酬月額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>

2
(略)

別表	額	
	<p>第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項</p> <p>当該旧地方公務員共済組合員期間</p> <p>標準報酬月額に、</p> <p>被保険者</p>	<p>同項及び平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項</p> <p>当該旧地共済施行日前期間</p> <p>掛金の標準となつた給料の額に、</p> <p>地方公務員共済組合の組合員</p>

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。)附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。)附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年地共済改正法附則第八条の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
平成六年地共済改正法附則第八条第一項	法による	第一条の規定による改正前の法による
法第八十四条第二項	法第八十四条第二項	<p>なお効力を有する改正前地共済法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一</p>

<p>平成六年地共済 改正法附則第八 条第二項及び第 三項</p>	<p>同条第一項の障害 共済年金</p>	<p>部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）第八十四条第二項</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十条の前の見出 し</p>	<p>法第八十四条第一 項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十条第一項</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>昭和六十年改正法 附則第百八条第二 項</p>	<p>法第七十九条第一 項</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p> <p>なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）第七十九条第一項第二号</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有す</p>

<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十條第一項第一 号</p>	<p>組合員期間 （ ）</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 百 四 條 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 條 第 五 項</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 百 四 條 第 二 項 に お い て そ の 例 に よ る 場 合 を 含 む 。</p>	<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 地 共 済 改 正 法 附 則 第 百 四 條 第 二 項</p>
<p>附 則 第 二 十 條 の 二 第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 号 （ 法 附 則 第 二 十 條 の 三 第 一 項 及 び 第 四 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 二 第 二 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 三 第 二 項 及 び 第 五 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 四 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 條 第 五 項</p>	<p>附 則 第 二 十 條 の 二 第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 号 （ 法 附 則 第 二 十 條 の 三 第 一 項 及 び 第 四 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 二 第 二 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 三 第 二 項 及 び 第 五 項 、 附 則 第 二 十 五 條 の 四 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 條 第 五 項</p>	<p>附 則 第 二 十 六 條 第 五 項</p>
<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 三 十 條 第 一 項</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 三 十 條 第 一 項</p>	<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 地 共 済 改 正 法 附 則 第 三 十 條 第 一 項</p>
<p>か ら 第 三 項 ま で</p>	<p>及 び 第 三 項</p>	<p>る 改 正 前 昭 和 六 十 年 地 共 済 改 正 法」と い う 。） 附 則 第 百 八 條 第 二 項</p>

平成十二年地共 済改正法附則第 十條第一項第二 号	第七十九條第一項 組合員期間 として法 第七十九條第一項 から第三項まで並 びに附則第二十條 の二第二項第二号 及び第三号	第七十九條第一項第二号 旧地共済施行日前期間 としてなお効力を有する改正前地共済法	
平成十二年地共 済改正法附則第 十條第二項	昭和六十年改正法 、法	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法 、 なお効力を有する改正前地共済法	
平成十二年地共 済改正法附則第 十條第三項	第四十四條第二項 に	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七條第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十條第五項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の第四十四條第二項に	
平成十二年地共 済改正法附則第 十條第四項	法第四十四條第二 項中「組合員期間 組合員期間（平成 十五年四月以後の 期間に限る。以下 「基準日後組合員 期間」という。）	なお効力を有する改正前地共済法第四十四條第二項中「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後）」と、「」の	

<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十一条第一項</p>	<p>法による年金であ る給付の額</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>第七十九条第一項 各号中「組合員期 間の 第八十七条第一項 各号及び第二項第 一号中「組合員期 間の 月数を組合員期間 第九十九条の第二 項第一号イ中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>	<p>第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>	<p>第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 七十九条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>第九十九条の第二 項第一号イ中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>	<p>第九十九条の第二 項第一号イ中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>	<p>第九十九条の第二 項第一号イ中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 七十九条第二項</p>	<p>額に 率を乗じて得た金 額に</p>	<p>項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に</p>	<p>第九十九条の第二 項第二号中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>	<p>第九十九条の第二 項第二号中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>	<p>第九十九条の第二 項第二号中「 組合員期間の 同号ロ中「組合員 期間 」と、附則第二十 条の二第二項第二 号及び第三号中「 組合員期間の月数 」とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数</p>

<p>十一 条第一 項第 一 号</p>		
<p>平 成 十 二 年 地 共 濟 改 正 法 附 則 第 十 一 条 第 一 項 第 二 号</p>	<p>組 合 員 期 間 と し て 法 第 七 十 九 条 第 一 項</p>	<p>旧 地 共 濟 施 行 日 前 期 間 と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 地 共 濟 法 第 七 十 九 条 第 一 項 第 二 号</p>
<p>平 成 十 二 年 地 共 濟 改 正 法 附 則 第 十 一 条 第 二 項</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 組 合 員 期 間 、 法 第 七 十 九 条 第 一 項 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 七 十 九 条 第 一 項 第 二 号</p>	<p>旧 地 共 濟 施 行 日 前 期 間 、 な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 地 共 濟 法 第 七 十 九 条 第 一 項 第 二 号 な お 効 力 を 有 す る 昭 和 六 十 年 改 正 法 及 び 第 三 項</p>
<p>附 則 第 二 十 条 の 二 第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 号 （ 法 附 則 第 二 十 条 の 三 第 一 項 及 び 第 四 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 二 第 二 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 三 第 二 項 及 び 第 五 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 四 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 条</p>	<p>附 則 第 二 十 条 の 二 第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 号 （ 法 附 則 第 二 十 条 の 三 第 一 項 及 び 第 四 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 二 第 二 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 三 第 二 項 及 び 第 五 項 、 附 則 第 二 十 五 条 の 四 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 条</p>	<p>附 則 第 二 十 六 条 第 五 項</p>

	第五項 においてその例による場合を含む。 ）の規定	平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合 法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政 令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条第三項	地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百 三十二号）第十三 条の規定による改 正後の 附則第十一条第二 項 に係る	同法第二条	係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済 組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七 年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条第四項	、法 長期給付」と、「 組合員期間 組合員期間（平成 十五年四月以後の 期間に限る。以下 「基準日後組合員 期間」という。） 別表第二の各号に	、法 長期給付」と、「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後）」と、「」の をいう。以下同じ。）の	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条 、なお効力を有する改正前地共済法
別表第二の各号に	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率		

<p>掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五」と追加費用対象期間の月数とを合算した</p> <p>第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>組合員期間の月数 とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>
<p>組合員期間の月数 とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>

<p>第九十九条の二第二項第一号イ(1)中</p>	<p>月数を組合員期間 第九十九条の二第二項第一号イ(1)中</p>	<p>員期間の月数(当該月数が三月未満であるときは、三月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」</p>
<p>第九十九条の二第二項第一号イ(2)</p>	<p>月数を旧地共済施行日前期間</p>	<p>同条第二項第二号</p>

<p>組合員期間」と、 同号ロ(2)(ii)</p>	<p>組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
--------------------------------	--	---

十一條の二第五項		
平成十二年地共済改正法附則別表備考	法第四十四條の二第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第一号

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前地共済法第二條第三項	第八十四條第二項に規定する障害等級	障害等級(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))第一條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。))第四十七條第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)
なお効力を有する改正前地共済法第四十四條第二項	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率
なお効力を有する改正前地共済法第四十六條の見出し	同順位者	遺族
なお効力を有する改正前地共済法第四十六條	前条	第九十九條第一項
なお効力を有する	同順位者	受けることができる遺族
	あるときは、前二	あるときは、

<p>る改正前地共済法第四十七条第一項</p>	<p>条の規定に準じて、これを</p>	<p>配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十九条第一項</p>	<p>遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めると認める</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条第二第五項</p>	<p>請求 減退し、又は増進した後における障害の程度 第四十五条</p>	<p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。） 障害の程度 前条第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の</p>	<p>第七十九条第三項 に同順位者が二人</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一</p>

二の二第二項		<p>部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七七条の四第一項</p>	<p>前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>対象期間に係る組合員期間</p>	<p>対象期間に属する組合員期間</p>	<p>対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>地方公共団体の長</p>	<p>地方公共団体の長</p>	<p>平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七七条の四第二項</p>	<p>前条第一項及び第二項の規定により当該組合員期間</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>
<p>離婚特例適用請求</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求</p>	<p>当該</p>
<p>前条第一項及び第二項の規定により当該</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>地方公共団体の長</p>	<p>地方公共団体の長</p>	<p>地方公共団体の長</p>

	<p>離婚特例が適用された</p> <p>対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額</p> <p>離婚特例適用請求</p> <p>同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された</p> <p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条の五</p>	<p>この法律</p> <p>第八十一条第二項第一号</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p> <p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条の五の表第八十一条の第二項第一号の項</p>	<p>当該各月以前の</p> <p>第七十五条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の標準賞与額</p> <p>の標準賞与額（第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法第七條の八第一項</p>	<p>前条第二項 特定離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七條の八第二項</p>	<p>特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額 前条第一項 前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額 当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七條の九</p>	<p>第七條の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七條の九の表第八十條第一項の項</p>	<p>この法律 第七條の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法 改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養者みなし被保険者期間（第七條の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>第八十一條第二項 第一号</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六條第一項</p>

<p>法第七十七条の九の表第八十一条第二項第一号の項</p>	<p>当該各月以前の第七十七条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の</p>	<p>の標準賞与額 の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二十五の二</p>	<p>第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二十六第一項</p>	<p>五十円 百円</p>	<p>五十銭 一円</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第三項及び第二十条の第三第二項</p>	<p>及び第三項</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条</p>	<p>組合員期間 改定する</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間 改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする</p>

の三四項	第七十九条第二項及び第三項	第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三五項	第三項の「 当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の「 旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第六項	六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第七項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第三項	第七十九条第三項 組合員期間の月数	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間の月数
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項及び第六	及び第三項の規定	及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定

<p>項並びに第二十五條の四第三項及び第六項</p>		
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の六第一項、第三項及び第四項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の六第五項</p>	<p>第七十九條第三項 組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十三條第三項 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の六第六項</p>	<p>第七十九條第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十三條第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の六第七項及び第九項並びに第二十六條第六項</p>	<p>及び第三項の規定</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保險法第四十三條第三項の規定</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十六</p>	<p>第八十一條第一項 及び第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第十一條又は第十一條の二</p>

<p>条の二第二項第 二号</p>		<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の第二 項</p>	<p>第四十四条の二か ら第四十四条の五 まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の第二 項</p>	<p>第四十四条の二（ 第四十四条の三か ら第四十四条の五 まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の第二 三項</p>	<p>第四十四条の三（ 第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の第二 四項</p>	<p>第四十四条の四（ 第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の第二 五項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の三</p>	<p>第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の四</p>	<p>「特定期間」特定期間に係る並びに特定期間</p>	<p>「改定又は」特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る並びに改定又は</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の五</p>	<p>第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の六</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第七十七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の六</p>	<p>特定期間</p>	<p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号</p>	<p>第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号</p>	<p>第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号</p>	<p>第二条の規定による改正後</p>	<p>にあつては、同項の規定による読替え後のものとする 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五条第二項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六条第二項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項中「相当する部分に」とある部分</p>	<p>同項</p>

<p>るのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分」と、「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二条第一項</p>	<p>並びに第八十条の二第四項に規定する加算額</p>
<p>加算される金額並びに地方公務員等</p>	<p>、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第</p>

	<p>共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする</p>	<p>一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）と、「加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十二</p>	<p>新共済法第八十二条</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十五条第一項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十七条</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第九十三条の規定による支給の停止の特例</p>	<p>特例</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正</p>	<p>地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項</p>

<p>法附則第三十条 第五項</p>	<p>に対する</p>	<p>に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十五条</p>	<p>新共済法第五十五条 第一項 同条から新共済法</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項 新共済法第七十七条の四から</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第四項</p>	<p>新共済法第四十四条の二から第四十条の五まで 再評価率</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十五条第一項</p>	<p>前条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第七十七条第一項において同じ。）附則第二十一条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p>	<p>前条の規定により障害年金の支給を停止されている者</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条 組合員である障害年金の受給権者</p>

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第一百七十七条	五十円 百円	五十銭 一円
---------------------------------	-----------	-----------

2・3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項、第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第六項及び第八項、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	受給権者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)
前項		なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成

<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第二項第 二号</p>	<p>標準報酬（以下「 前々年度等の標準 報酬</p>	<p>掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第二項第 一号</p>	<p>標準報酬（以下「 前年度の標準報酬</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第一項</p>	<p>標準報酬（以下「 前年度の標準報酬</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第一項</p>	<p>保険給付 する月から、年金 から起算して一月 を経過した日の属 する月から、年金 資格を喪失した日 （第十四条第二号 から第四号までの いずれかに該当す るに至つた日にあ つては、その日） から起算して一月 を経過した日の属 する月から、年金</p>	<p>老齢厚生年金 とするものとし、 資格を喪失した日 （第十四条第二号 から第四号までの いずれかに該当す るに至つた日にあ つては、その日） から起算して一月 を経過した日の属 する月から、年金 として、当該退職共済年金</p>
<p>老齢厚生年金 とするものとし、 資格を喪失した日 （第十四条第二号 から第四号までの いずれかに該当す るに至つた日にあ つては、その日） から起算して一月 を経過した日の属 する月から、年金</p>	<p>被保険者であつた 期間 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>	<p>二十七経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第二項 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>

改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第四項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の三第一項	受給権者	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権者
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の三第二項	前年度の標準報酬 及び前々年度等の 標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の四第二項第 一号	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の四第二項第 二号	前々年度等の標準 報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の四第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第二項第 一号	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第二項第 二号	前々年度等の標準 報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等

二 号	改正後厚生年金 標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第三項	老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による 退職共済年金
改正後厚生年金 保険法第四十六 条第一項	第四十四条第一項 に規定する加給年 金額及び第四十四 条の三第四項に規 定する加算額	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法 第一百零二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加 給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額
改正後厚生年金 保険法第四十六 条第五項	同条第四項	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法 第一百零二条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項
改正後厚生年金 保険法第四十六 条第五項	老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による 退職共済年金
改正後厚生年金 保険法第四十六 条第六項	第三十六条第二項 第四十四条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項
改正後厚生年金 保険法第五十四 条第二項	老齢厚生年金につ いては、同項	なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
改正後厚生年金 保険法第五十四 条第三項	障害厚生年金につ いて、第四十七 条第一項ただし書の 規定は、前項た だし書の場合	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による 退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
	被保険者	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
	障害厚生年金	組合員
	障害厚生年金につ いて、第四十七 条第一項ただし書の 規定は、前項た だし書の場合	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金

改正後厚生年金 保険法第六十五 条の二	祖父母	改正後厚生年金 保険法第六十五 条の二	遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
			被保険者	地方公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金 保険法第六十六 条第一項	遺族厚生年金	改正後厚生年金 保険法第六十六 条第一項	遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
			被保険者	地方公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金 保険法第六十七 条第一項及び第 六十八条	遺族厚生年金	改正後厚生年金 保険法第六十七 条第一項及び第 六十八条	遺族厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
			被保険者	地方公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金 保険法第九十二 条第一項	保険料その他この 法律	改正後厚生年金 保険法第九十二 条第一項	保険料その他この 法律	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法
			保険給付を 支払う	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付を
改正後厚生年金 保険法第九十二 条第一項	支払う	改正後厚生年金 保険法第九十二 条第一項	支払う	支給する
			保険給付の 第三十六条第三項 本文	同項に規定する給付の
改正後厚生年金 保険法第百条の 二第一項	実施機関は、相互 に、被保険者の資 格に関する事項 に、被保険者の資 格に関する事項	改正後厚生年金 保険法第百条の 二第一項	実施機関は、相互 に、被保険者の資 格に関する事項	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文
			実施機関は、相互 に、被保険者の資 格に関する事項	実施機関は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に
保険給付	同項に規定する給付	同項に規定する給付	同項に規定する給付	同項に規定する給付

改正後厚生年金 保険法第百条の 二第三項	実施機関	年金たる保険給付 に関する処分に 関し	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項 において同じ。）
改正後厚生年金 保険法第百条の 二第四項	実施機関	年金たる保険給付 に関する処分に 関し	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため
改正後厚生年金 保険法附則第十 条の二	附則第八条 老齢厚生年金	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条第一項	附則第八条 老齢厚生年金（第 四十三条第一項及 び附則第九条の規 定によりその額が 計算されているも のに限る。第五項 において同じ	老齢厚生年金の額	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの の及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条第一項ただ 部	当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の額 を	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有 する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を
	当該退職共済年金 退職共済年金の額		
	退職共済年金の全 部		退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を 有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）

し書	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第一項	附則第八条 老齢厚生年金（附 則第九条及び第九 条の二第一項から 第三項まで又は第 九条の三の規定に よりその額が計算 されている 障害者・長期加入 者の老齢厚生年金 当該老齢厚生年金 附則第九条の二第 二項第二号 附則第九条の二第 二項第一号 附則第九条の三第 二項若しくは第四 項（同条第五項に おいてその例によ る場合を含む。） 第四十四条第一項 障害者・長期加入 者の老齢厚生年金 当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の額 老齢厚生年金の全	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第一項から第三項まで又は第二十条の三 の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規 定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第 二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含 む。）の規定により計算した額を含む 障害者・長期加入者の退職共済年金 当該退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第二項若しくは第五項	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	退職共済年金の額 退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	退職共済年金の額 退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお
----	-------------------------------	--	-------------------------------	-------------------------------	--	-------------------------------	-------------------------------	--	-------------------------------	-------------------------------	--

			一条の二第二項 ただし書	部	効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。)
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の四第一項			障害者・長期加入 者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第六項			老齢厚生年金に係 る附則第九条の二 第二項第一号	退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第一項			附則第八号	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条	
			老齢厚生年金(第 四十三条第一項、 附則第九条の二第 一項から第三項ま で又は附則第九 条の三及び附則第九 条の規定によりそ の額が計算されて いる	退職共済年金(な お効力を有する改 正前地共済法第七 十九条第一項、附 則第二十条の二第 一項から第三項ま で又は第二十条の 三の規定によりそ の額が計算されて いるもの並びにな お効力を有する改 正前地共済法附則 第二十四条第一項 の規定によりその 額が計算されてい るものうち当該額 がなお効力を有す る改正前地共済法 第七十九条第一項 又は附則第二十条 の二第二項(な お効力を有する改 正前地共済法附則 第二十条の三第一 項及び第四項にお いてその例による 場合を含む。)の規 定により計算した 額を含む	
			当該老齢厚生年金	当該退職共済年金	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第一項 ただし書			老齢厚生年金の額	退職共済年金の額	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第六項			老齢厚生年金の全 部	退職共済年金の全部(な お効力を有する改 正前地共済法第七 十九条第一項第二 号及び附則第二十 条の二第二項第三 号に掲げる額並び になお効力を有す る改正前地共済法 附則第二十四条第 一項に規定する特 例加算額を除く。)	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第六項			附則第八号	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条	
			老齢厚生年金	退職共済年金	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第六項			前各項	第一項	
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第六項			前各項	第一項及び第六項	

<p>保険法附則第十条の六第八項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十三条の五第六項</p>	<p>老齢厚生年金 老齢厚生年金(附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。)</p>	<p>退職共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十三条の六第一項</p>	<p>附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。以下この条において同じ。)</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十三条の六第一項 ただし書</p>	<p>老齢厚生年金の額 老齢厚生年金の全部</p>	<p>退職共済年金の額 退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。)</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十三条の四</p>	<p>附則第十三条の四第三項の規定による</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金</p>

<p>改正後厚生年金 保険法別表</p>	<p>改正後厚生年金 被保険者</p>	<p>組合員期間（平成 二十四年一元化法 附則第四条第十二 号に規定する旧地 方公務員共済組合 員期間をいう。以 下この項及び附則 第十七条の九第五 項において同じ。 ）の平均標準報酬 月額</p>	<p>組員期間（平成 二十四年一元化法 附則第四条第十二 号に規定する旧地 方公務員共済組合 員期間をいう。以 下この項及び附則 第十七条の九第五 項において同じ。 ）の平均標準報酬 月額</p>	<p>となる標準報酬月 額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条の前の見出し</p>	<p>老齢厚生年金</p>	<p>第一項並びに平成 十二年改正法附則 第二十条第一項第 一号及び改正前の 第四十三条第一項 当該旧地方公務員 共済組合員期間 標準報酬月額に、</p>	<p>同項及び平成二十 七年経過措置政令 第十八条第一項の 規定により読み替 えて適用する平成 十二年地共済改正 法附則第十条第二 項</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>	<p>下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組 合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額</p>
<p>退職共済年金</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員</p>	<p>掛金の標準となつた給料の額に、</p>	<p>当該旧地共済施行日前期間</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>

改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第一項	厚生年金保険法附 則第八条の規定に よる老齢厚生年金 (附則第十八条、 第十九条第一項か ら第五項まで、第 二十条第一項から 第五項まで又は前 条第一項から第五 項まで及び同法附 則第九条の規定に よりその額が計算 されている	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十 三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年 一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改 正前地共済法」という。)附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法(平 成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法 をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等 共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改 正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二 十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第十四条第一項の規定により読 み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)附則第二十五条の二 第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四 第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を 有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお 効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項及び第三項(なお効力を有する改正前地共済法附則第 二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項にお いてその例による場合を含む。)の規定により計算した額を含む	日(同法)	日(適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するも のとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措 置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとす る。以下同じ。)	総報酬月額相当額 (同法) 老齢厚生年金の額 (附則第十八条第 三項、第十九条第 三項若しくは第五 項、第二十条第三	総報酬月額相当額(適用する改正後厚生年金保険法) 退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若 しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有す る改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二 十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二 十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有
---------------------------------------	---	---	-------	--	--	--

改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第一項ただし 書	項若しくは第五項 又は前条第三項若 しくは第五項にお いて準用する同法 第四十四条第一項 が同法	する改正前地共済法第八十条第一項 が適用する改正後厚生年金保険法 当該退職共済年金 退職共済年金の額
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第一項ただし 書	老齡厚生年金の額 老齡厚生年金の全 部	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第三項	前二項 厚生年金保険法附 則第八条 老齡厚生年金	第一項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十四 条第四項	二項 厚生年金保険法附 則第八条 老齡厚生年金（前 項各号のいずれか に該当するもの及 び同法	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項各号のいずれかに該当するもの及びに適用する改正後厚生年金保険法
	障害者・長期加入 者の老齡厚生年金 （その受給権者が	障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の三 第十項若しくは第二十五条の四第十項

<p>附則第二十二條 當該老齡厚生年金 厚生年金保險法附 則第九條の二第二 項第二号</p>	<p>當該退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号</p>
<p>附則第十八條第三 項、第十九條第三 項若しくは第五項 、第二十條第三項 若しくは第五項若 しくは第二十條の 二第三項若しくは 第五項又は同法附 則第九條の二第三 項若しくは第九條 の三第二項若しく は第四項（同條第 五項においてその 例による場合を含 む。）において準 用する同法第四十 四條第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第三項、第二十條の三第二項若しくは第五項、第二十五條の二第三項、第二十五條の三第三項若しくは第五項又は第二十五條の四第三項若しくは第五項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十條第一項</p>
<p>附則第二十一條（ 附則第二十二條に おいて準用する場 合を含む。以下こ の項において同じ</p>	<p>附則第二十一條</p>

改正後平成六年	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金 計算されている 定によりその額が 計算されている	同法附則第九条の 二第二項第一号 全部 前三項 厚生年金保険法附 則第八条	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十四 条第六項	老齢厚生年金 同法第三十六条第 二項	厚生年金保険法附 則第八条	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第一項	老齢厚生年金（附 則第十八条、第十 九条第一項から第 五項まで、第二十 条第一項から第五 項まで又は第二十 条の二第一項から 第五項まで及び同 法附則第九条の規 定によりその額が 計算されている	当該老齢厚生年金	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若 退職共済年金の額 当該退職共済年金	同法附則第九号 全部 第一項に規定する特例加算額を除く。） （なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号及び改正前地共済法附則第二十四条 第一項に規定する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項の規定及び第四項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の 三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四第一項から第三項まで、第五項若しく は第六項の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条 第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二 十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若し くは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による場合を含む。）の規定により計 算した額を含む

<p>国民年金等改正 法附則第二十六 条第一項ただし 書</p>	<p>(附則第十八条第 三項、第十九条第 三項若しくは第五 項、第二十条第三 項若しくは第五項 又は第二十条の二 第三項若しくは第 五項において準用 する厚生年金保険 法第四十四条第一 項</p>	<p>しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第三項</p>	<p>老齢厚生年金の全 部</p>	<p>退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。)</p>
<p>老齢厚生年金 前二項</p>	<p>退職共済年金 同項</p>	<p>同項各号に掲げる</p>
<p>第一項各号に掲げ る</p>	<p>同項各号に掲げる</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号</p>
<p>厚生年金保険法附 則第九条の二第二 項第一号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額</p>	<p>加給年金額</p>
<p>全部</p>	<p>全部</p>	<p>全部(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項</p>

改正後平成六年	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第五項	老齡厚生年金 前各項	又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共 済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項 に規定する特例加算額を除く。）
改正後平成六年	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第七項	から第四項まで 老齡厚生年金 厚生年金保険法第 三十六条第二項	、第三項 退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項
改正後平成六年	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第八項	前各項 老齡厚生年金	第一項、第三項及び前三項 退職共済年金
改正後平成六年	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第九項	厚生年金保険法 障害者・長期加入 者の老齡厚生年金 同法	適用する改正後厚生年金保険法 障害者・長期加入者の退職共済年金
改正後平成六年	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第十項	前各項 次条第六項に規定 する繰上げ調整額 が加算された老齡 厚生年金 厚生年金保険法	第一項、第三項及び第五項から前項まで なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済 年金
改正後の厚生年金	第一項、第二項 厚生年金保険法	第一項	適用する改正後厚生年金保険法
改正後平成六年	改正後の厚生年金	第一項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条

国民年金等改正 法附則第二十六 条第十一項	保険法附則第八 条 老齡厚生年金	退職共済年金
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第十四項	厚生年金保険法附 則第十一条の六及 び前各項 改正後の厚生年金 保険法附則第八 条 老齡厚生年金	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（第二項、第四項及び前二項を除く。） 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え）
第十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条第一 項	法第七十九条第一 項、第八十七条第 一項及び第二項（ 昭和六十年改正法 附則第八十条第二 項においてその例 による場合を含む 。）	なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項
昭和六十年改正法 附則第三十条第一		平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による

	項	改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条第一項
附則第十條第二十條	（法附則第二十條の三第一項及び第四項	、平成二十七年経過措置政令第四十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保險法（平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保險法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。以下同じ。）第四十六條第一項並びに平成二十七年経過措置政令第四十七條第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一條第一項
附則第十條第一項第二号	として法 昭和六十年改正法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第十條第二項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
附則第十條第三項	第四十四條第二項に	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十四條第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の第四十四條第二項に
附則第十條第四項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
附則第十條第五項	、法 （法	、なお効力を有する改正前地共済法 （なお効力を有する改正前地共済法
附則第十條第五項	法第百二條第一項	なお効力を有する改正前地共済法第百二條第一項

附則第十一条第 四項	同法第二条 法第四十四条第二 項	地方公務員等共済組合等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条 なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項
附則第十一条第 五項	地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百 三十二号）第十三 条の規定による改 正後の 別表第二の各号に 掲げる受給権者の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定 める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付
附則第十一条第 五項第二号	法による年金であ る給付 、法 （法）	なお効力を有する改正前地共済法 （なお効力を有する改正前地共済法）
附則第十一条第 五項第二号	法第百二条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項
附則第十一条第 六項	法第百二条第一項 （法）	なお効力を有する改正前地共済法 （なお効力を有する改正前地共済法）
附則第十一条第 七項	地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百 三十二号）第十三 条の規定による改 正後の 別表第二の各号に 掲げる受給権者の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定 める率	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合 法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政 令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する

		三十二号) 第十三条の規定による改正後の	
附則第十一条第八項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十二号) 第十三条の規定による改正後の	、なお効力を有する改正前地共済法	
附則第十一条の二の見出し	法による年金である給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付	
附則第十一条の二第二項	法第四十四条の二から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。) 第四十三条の二から第四十三条の五まで	
附則第十一条の二第二項	法第四十四条の二(法第四十四条の三から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三	
附則第十一条の二第二項第一号	法第四十四条の二第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項	
附則第十一条の二第三項	法第四十四条の三(法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
附則第十一条の四	法第四十四条の四	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	

二第四項	(法第四十四条の五)	
附則第十一条の二第五項	法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
附則別表備考	法第四十四条の二	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号
第一項第一号		

2 (略)

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。)

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額(第五十八条第一項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。)に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(次項にお

- いて「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。
- 一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率
 - 二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一
二 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。
 - 一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一
 - 三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

○ 令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）（抄）

令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令

令和二年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二三
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八二
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九三
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九四